（任意継続加入者となるための申出等）

第三十三条　施行令第十一条第一項第五号に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　加入者等記号・番号又は個人番号

2　施行令第十一条第二項第三号に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　［略］

二　加入者等記号・番号

（任意継続加入者に係る異動報告等）

第三十三条の二　［略］

2　任意継続加入者に係る第一条の五、第一条の七、第二条、第二条の五、第三条から第三条の三まで、第四条の三、第四条の九の三、第四条の十一の二及び第四条の十三の規定の適用については、これらの規定中「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは、「事業団に」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条の七第一項	提出して、その交付又は提供を申請しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。
第一条の七第二項	前項本文
第一条の七第五項	当該学校法人等に送付しなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを申請者に送付することができる。
第一条の七第六項	前項本文
第二条第一項	あつたとき、法第十六条ただし書に該当するに至つたとき又は当該学校法人等の内部において所属学校を異動した
第二条第四項	提出して、その再交付を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。
第二条第五項	前項本文

提出して、その交付又は提供を申請しなければならない。	
前項	
申請者に送付しなければならない。	
前項	
提出して、その交付又は提供を申請しなければならない。	
前項	
提出して、その再交付を申請することができる。	
前項	

（任意継続加入者となるための申出等）

第三十三条　施行令第十一条第一項第五号に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［同上］

三　退職のときに交付されていた加入者証の加入者等記号・番号又は個人番号

2　施行令第十一条第二項第三号に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　［同上］

二　任意継続加入者でなくなることを希望する旨を事業団に申し出るときに交付されている加入者証の加入者等記号・番号

（任意継続加入者に係る異動報告等）

第三十三条の二　［同上］

2　任意継続加入者に係る第一条の五、第一条の七、第二条第一項から第六項まで、第三条の二第二項、第三条の三第一項及び第二項、第四条の三第二項、第四条の九の三第一項、第四条の十一の二第三項並びに第四条の十三第一項及び第三項の規定の適用については、第一条の五中「当該学校法人等を経て、事業団に」と、第一条の七中「加入者の資格を取得した者」とあるのは「任意継続加入者となつた者」と、第二条第一項から第六項まで、第三条の二第二項、第三条の三第一項及び第二項、第四条の三第二項、第四条の九の三第一項、第四条の十一の二第三項並びに第四条の十三第一項及び第三項中「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」とする。